

薩摩藩記録所寸考 (二)

田中国明と猿渡信安—記録所関係者点描—

林 匡

はじめに

薩摩藩記録奉行(当初文書奉行)については、島津氏の家譜(後の「島津氏世録正統系図」及び「同支流系図」)編纂に携わった平田純正以来、「薩藩重職補任」⁽¹⁾「島津家列朝制度」⁽²⁾等によれば、大田久知、河野通古、伊地知重英(重張)、田中国明と続き十八世紀初頭に至る。記録所の主な役割の一つに、諸家の家筋・家格の確定や嫡庶判定に関わる吟味があげられるが、その基準となる諸家の系図・系譜及び所蔵する記録文書類の提出や筆写がこの間積極的に行われたのではないかと推測され、その一つの帰結が(勿論以後も新たな家格の形成や諸家の嫡庶問題等はあるものの)正徳年間の島津一門諸家の系図編纂と家格の固定化ではないかと推測している⁽³⁾。そして島津氏の家譜編纂や諸家由緒等の調査をすすめる間に、記録所の構成や位置づけも順次確立されていくと思われる⁽⁴⁾。筆者は、十七世紀後半から十八世紀初頭の当該期に記録奉行であった伊地知重英に関して述べたことがあるが⁽⁵⁾、本稿ではその伊地知重英奉行在任前後の時期における記録所関係者として田中国明・猿渡信安について若干知り得たことをまとめ、また併せて現在残されている諸家由緒関係史料を紹介したい。

一 田中国明について

記録奉行田中五右衛門国明は「薩藩重職補任」によれば、「貞享三年

丙寅正月ヨリ享保三戊九月廿七日御役内病死」とみえ、その在職期間は貞享三(一六八六)から享保三年(一七一八)の三十二年余に及ぶ。この間同僚(奉行)としては、元禄九年辞職する伊地知重英(重張)の後、元禄十四年(一七〇一)十一月に市来家年(政香・親意)と肥後盛香(基儔)の二名が任命され、この三名、さらには正徳元年十一月任命の川上久儔を加えた四名での諸家由緒調や家筋等に関する答申が多く見られる⁽⁷⁾。田中・肥後と共に光久譜編纂に功のあった市来家年は正徳三年(一七二二)八月辞職、その後の同僚には、肥後(享保六年転役)・川上(宝暦五年(一七五五)辞職)と享保元年十月に奉行となる相良長香がいた。

田中国明が奉行に就任する時期は、「新撰系譜」の編纂及び「諸家大概記」を著した記録奉行河野通古⁽⁸⁾がおり、河野の死去(貞享四年七月)後、伊地知重英と共に、諸家系図の吟味再撰に当たることとなる。これは元禄七年八月に伊地知・田中の連名で藩内諸家に下達され、翌年にかけて系図文書が集積されたものの、同九年四月の大火で多くの系図文書は失われたと考えられる。この他にも、河野が担っていた業務、例えば島津一門の家格に関わる吟味等もあったよう⁽⁹⁾で、特に「諸家由緒調」⁽¹⁰⁾によれば、宮之城島津家の側から出された、伊作家名跡に関わる一件について、宮之城島津家側から度々要請を受けていたかのようである⁽¹¹⁾。また

元禄七年島津光久死去直後の葬礼に関する様々な調査報告等には専ら伊地知重英が当たっているが、これはこの時期の田中が体調を崩していたことも関係していたようである。⁽¹²⁾伊地知重英との関係では、その前年の元禄六年に起こった、諏訪社奉幣通行の順位を巡る伊地知氏と本田氏の対立について、伊地知重英が伊地知氏側に立ったのに対して田中国明は本田氏側に立ち、結局これが一因で伊地知重英は奉行を辞職するに至ったと「秩父家牒」には記されるが、この一件も、この時期に家筋・家格をめぐり当該一族・一家からの働きかけが色々と記録所になされ、問題の調査解決・紛糾処理が期待されていたことを物語っている。また田中国明は「伊地知氏雑録」によれば、元禄大火以後の島津家文書の保管維持や記録所についての意見具申に積極的に関わったことが窺える。⁽¹⁴⁾

記録所の職務の一つに「士之筋目、系図之由緒糺候所也」⁽¹⁵⁾、即ち藩内諸家の筋目や系図の由緒調査がある。記録奉行河野以後、先述の様に伊地知・田中・市来・肥後の活躍した時期に多くの調査をみる事ができるが、一方で記録奉行の家筋もまた本人または子孫家等によって調査・報告されている。⁽¹⁶⁾その中で、田中国明自身の由緒家筋について、「御家傳并諸家由緒」⁽¹⁷⁾巻三中に田中国明に関わる由緒書が収められている。左に掲げよう。

田中氏由緒書

一 田中五右衛門家は加治木罷居候日野五郎右衛門家之二男家ニ而候、五郎右衛門系圖無之故相知不申候、田中弥阿弥と申者より相見得候掃部助日新公江奉仕別而技藝有之者ニ而御同期ニ被召仕候由、貴久公御代弘治

*本文中□記号は原文のまま。

二 月付は不覚也、所付も不覚也、但精佐平松ニ而澁谷家之者共と御合戦、此弥阿弥元年三月廿日、何方ニ而勇成戦死仕候、其子掃部助國明入道等林弥共申候、天正十三年上井伊勢覚兼日帳ニも等林ニ頼屏風ニ裏書候由有之候、其外世間ニも等林筆之繪有之候由、是も御同期ニ被召仕候由、其子弥七初□を書申候と□申候、覚兼日帳ニ弥阿弥子息弥七□鍾膺之繪書候とて預候由有之候、後ニ堅助内膳入道怒咤と申候、

惟新公別而御心安被召仕鹿兒嶋江罷在候、後ニ惟新公帖佐江被召寄候、其後御息女様江被召付被召登候、御下様松平隠岐守様江御縁組之節彼御方江之御供仕候、主従十二人之御賦ニて被召附候、彼御方ニて死去仕候由、是五郎右衛門五代之祖ニ而候、日野家之由ニ而怒咤代ニ日野資卿江資卿申入候由、免状之趣は抑依名字之由緒何之不覚也乍斟酌可有資頭資卿也、夫より資頭日野ニ相改申候、由緒之儀は不相知候得共、右之通免状有之候へは、定而由緒有之候而社、右之通候半と存候、

日野家之儀、家傳ニは硫磺嶋江配流せられ候処ニ、鹿籠之内硫磺崎と申所ニ住居ニ而、所之者之娘を召寄嫁候而男子出生候由□位牌又は□付等も無之由候、宝勝□御葬經之□氏と有之候、泊之海印寺ニも大檀那田中何某と有之候得共、是は皆橋氏之田中と別家ニ而候、

右之通ニ候、五右衛門家は等林二男太郎兵衛後ニ弥阿弥と申候、是も御同期ニ被召仕候、家久公示現流被進御稽古候節、弥阿弥御請出ニ被仰付、別而御心安被召仕、人之師範をも仕候由、其子五右衛門國阿、其子藤次兵衛國近ニ而候、是五右衛門父ニ而候、先祖終ニ騎馬并奉行職杯ニ被仰付候儀無之候、當五右衛門始而騎馬に被召仕候、於江戸御系譜并頼朝公教書句解等仕、林大学頭殿江被遣候ニ付、中將様別而御悦喜被思召上、其旨於御前御直々被仰聞、騎馬ニ被召成、

拝領物有之候、右之為御礼御休息所於御書院二種壹荷進上仕度由御内證より奉願、其通〓御礼申〓間、二種一荷進〓仰付可被下〓は右 御意を以騎馬ニも被仰付候證據ニも罷成候由申出候へ共、二種一荷進上被仰付筈ニ而無之候、右之進上物は御内證向ニ而候得は、例ニは不罷成候間中紙も可被仰付哉、乍然右之通ニも為被仰付儀候間、五右衛門一代は二種一荷をも可被仰付哉、先比相しらへ申上候品之内ニ而は夫進上ニ相當申候由也、

申二月

肥後仁右衛門

市来源右衛門

本文書は元禄十七年（宝永元年、一七〇四）と推定される市来家年・肥後盛香連署調書である。これによれば、元々田中国明の家筋は、加治木居住日野五郎右衛門二男家の系で、五郎右衛門家には歴とした系図はないこと、この系統は島津忠良に技芸をもって仕えた田中珍阿弥以来同朋衆として仕えたこと、珍阿弥の子、掃部助（珍阿弥とも称す）国明は薩摩藩の画人として著名な等林⁽¹⁸⁾であること、その子弥七、堅助内膳入道 怨咤（如宅）もまた書画をもって島津義弘に仕え、鹿児島から帖佐に移り、後に家久養女（御下様御姫様）がその縁組先（松平定行、桑名）に輿入れの際、義弘に命じられて随従、同地で死去したことが述べられ、彼が五郎右衛門五代の祖とする。また日野家に対し由緒を申し立て、日野姓を認められたこと等も記されている。なお「旧史官調雑抄」⁽¹⁹⁾巻一中には田中氏庶家の吉左衛門家由緒書があるので、参考に揚げておく。

田中吉左衛門

右親田中後藤兵衛小番相勤申候間、吉左衛門事も小番被仰付度旨申出候、田中氏は日野大納言殿氏族之由候得共、究而其故相知不申候、

貴久公御代、田中珍阿弥と申者御同朋役被仰付置候、是則田中氏之嫡家ニ而、加治木ニ罷在候日野五郎右衛門家筋ニ而御座候、右五郎右衛門四代之祖田中内膳と申者、文禄年間於京都日野大納言殿江由緒之趣申達、日野氏被差免候、吉左衛門家ハ右珍阿弥二男田中大膳、後對馬と申候、對馬事於所 軍勞有之、龍伯様分⁽²⁰⁾被成御座候節御膳配役相勤、慶長十一年鹿々嶋帖佐國分三方より大石進上ニ付、對馬事國分方石船之主被仰付江戸江被召上セ候、其後國分御上様江被召附候、右大膳嫡子後藤兵衛、其子又後藤兵衛、嫡子當吉左衛門ニ而御座、然ハ右家筋ニ付而（以下略）

田中氏は田中珍阿弥—国明（等林）—日野資頭（如宅）の系である加治木の日野五郎右衛門家が嫡家の筋であり、吉左衛門家は田中珍阿弥二男家（田中等林弟の大膳の系）とされていたことがわかる。なお寛永九年（一六三二）の「高帳写」⁽²⁰⁾によれば、加治木に「三百三拾五石 田中内膳入道殿」とみえる。また「加治木古老物」（鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫その外）中には「日野氏家系之事」の項があり、加治木日野（田中）氏の由緒、所蔵する文書記録類を載せている。

一方五右衛門（国明）家は等林二男家（太郎兵衛、後に珍阿弥、国賢）に当たり、やはり同朋衆であった。島津家久の示現流稽古の際には、「珍阿弥御請出ニ被仰付」て親しく召仕われたこと、また他の者の師範をも務めたという。その子五右衛門、その子が（五右衛門国明の父）藤次兵衛国近である。この間の事跡は「本藩人物誌」⁽²¹⁾においても記される。

なお万治二年（一六五九）の「鹿府万治高帳」⁽²²⁾には「一 高九拾石 田中五右衛門」とみえる。引用の田中氏由緒書及び「本藩人物誌」から作成した略系図を左に示そう。

〔田中氏略系図〕

田中珍阿弥

※「本藩人物誌」及び「田中氏由緒書」「田中五右衛門家由緒書」による

日新 島津 貴久代同朋衆 掃部助

弘治元年三月廿七日於平松戦死、

国明
藤次兵衛 入道等琳 珍阿弥 掃部助
同朋衆

堅助後日野内膳資顕

（加治木日野五郎右衛門家）

初弥七 堅物 入道如宅 日野姓改ム、
御下娘 家久 奥家老、於桑名卒ス、
兼女

国賢
太郎兵衛 珍阿弥 五右衛門 藤次兵衛
同朋衆 示現流師範

国明

五右衛門 於江戸御系譜并頼朝公教書句解、

記録奉行

佐渡守

大膳 対馬

所々軍勞、義久死去後国分様守役
慶長十一年石船上乗ニテ江戸ニ罷上候、

後藤兵衛

後藤兵衛

古左衛門

鹿兒島移住

小藩

泰清院守役

田中国明について由緒書には、彼の先祖には騎馬や奉行職等を命じられることはなく国明の代に初めて騎馬を認められたこと、国明が江戸において島津氏の系譜や源頼朝の文書の解釈等に携わり評価されたこと等が記される。（結局家格に関わる進上物の件については、国明一代は二種一荷が妥当かと市来・肥後は答申している。国明の昇進は、その家筋からいえば異例だったのだろう。）

二 猿渡信安について

「薩藩重職補任」には、記録奉行河野通古の記事として、

自寛文十年貞享四丁卯七月四日迄、猿渡喜右衛門・平山勘兵衛 御文書書役被仰付六兵衛相合

御文書見合被相勤候處、善右衛門儀は別御奉行被仰付、伊地知少八郎 勘兵衛相役被仰付候、善右衛門・勘兵衛は本役三而無之故不書載之候、

とあり、御文書書役として猿渡喜右衛門と平山勘兵衛がみえ、両者とも本役ではないために特に記載されないこと、猿渡喜右衛門が別の奉行職に就いた後、伊地知重英が平山勘兵衛の相役となったことが記される。

この猿渡喜右衛門が信安と思われる。猿渡信安は「猿渡氏系譜文書」によれば、同氏二十二代に当たる。元禄十四年に藩記録所へ提出された「通考家譜」⁽²⁴⁾は、二十代喜右衛門信綱までの系譜だが、「猿渡氏系譜文書」所収の文書等から、信綱から二十二代の信安までの系譜を確認しておこう。

「御家傳并諸家由緒」卷三中に次の文書がみえる。

*本文中□記号は原文のまま。

跡目被仰付候仰出 □置也、

一 猿渡喜右衛門跡伊東源太兵衛江可被 仰付候事

正保四年十月十三日被仰出、酉十一月廿九日伊地知杵右衛門ニ而被

仰渡候、

右之通御書付之内ニ有之、尤外之ヶ条は見合ニ罷成儀無之候処、右一

ヶ条迄も書写置候、但信綱死去は寛永十六卯年正月十六日ニ而候、然

は七ヶ年ニ當る、十月跡目被 仰出候、

光久公御代ニ而候事、

寶永元年甲申五月十日書写之、

と有り、

本文書から、猿渡喜右衛門信綱の死去が寛永十六年（一六三九）正月十六日であること、伊東源太兵衛の跡目相続が正保四年（一六四七）命じられたことがわかる。「本藩人物誌」には鹿兒島大崎にて烈風により乗船が転覆、子豊藤・役人嘉右衛門・若党等全員が溺死したという。）

この伊東源太兵衛は伊東（木脇）肥後入道祐辰三男で、幼少時に家久の側に奉仕、信綱養子となる。信安の父で、信安十歳で死去したという。⁽²⁵⁾

猿渡信綱は「日野内膳入道如琢（怒嚙）嫡子」⁽²⁶⁾であり、島津義弘側小姓として仕え、後に忠恒（家久）に付けられ、日野家嫡子ながら猿渡與三養子となったこと、與三は兄信豊（戦国期に活躍する猿渡信光の子）に後嗣なきために跡を嗣ぎ、義弘が帖佐へ移った際に同じく帖佐に在ったことが記される。日野内膳如琢は田中氏由緒書で既にみた日野内膳資顕（入道如宅）⁽²⁸⁾であり、田中氏嫡家（加治木日野家）と猿渡氏の関係を確

認できる。

「旧記雑録」に収められた軍役帳や高帳類から猿渡氏を探すと、

慶長十八年（一六一三）十二月朔日付「軍役賦帳」⁽²⁹⁾

二番備中に「拾人乗馬一疋猿渡新助」

三番右備之分中に「四人右同猿渡嘉左衛門」

慶長年間「高帳写」⁽³⁰⁾

「高式百廿五石四斗式升 猿渡嘉左衛門」

国分よりの移衆「高五百石三斗壹升四合 猿渡新助殿」

元和六年（一六二〇）二月二十七日付「薩隅日三州一所衆并麿府衆中高

極帳」⁽³¹⁾

「高三百七十五石 猿渡新介殿」⁽³²⁾

「高百七十五石 猿渡嘉左衛門殿」

寛永九年（一六三二）の「高帳写」

「三百八拾式石 猿渡弥五郎殿」

「二百壹石 猿渡喜右衛門殿」

「式百石 猿渡嘉左衛門殿」

帖佐「百拾四石 猿渡城之介殿」

「島津久元日々記」⁽³³⁾

寛永十二年正月太刀持參衆「猿渡新介殿」が鳥目百疋を進上

寛永十三年九月廿日付「薩州鹿兒島衆中屋敷御檢地帳下」⁽³⁴⁾

「上屋敷二段三せ六分 猿渡新助殿」

「上屋敷一段二せ十四分 猿渡嘉左衛門殿喜之助殿」

「新竿下屋敷一反一せ廿二分 猿渡喜右衛門殿」

万治二年（一六五九）の「鹿府万治高帳」

「一 高三百八拾三石四斗 猿渡九郎左衛門」

「一 全式百六拾八石四斗 猿渡勘左衛門」

「一 全百三拾九石 猿渡監物」

「一 全六拾九石五斗 猿渡七兵衛」

「本藩人物誌」を参考にすれば、この内猿渡新介(弥五郎)家は、義久に仕え国分にて申口役、慶長年間横川地頭を勤めた新助信商(元和七年死去)子孫家である。また猿渡嘉左衛門(九郎左衛門・仲右衛門)家は、家久代に兵具奉行を勤めた辰信子孫家で、その子喜之助直信は島原で軍功をあげ(寛永軍徴中にもみえる)、正保二年(一六四五)大島代官として赴任、死去している。また「御家傳并諸家由緒」卷一中には、この猿渡氏庶家仲右衛門家についての由緒書がある。参考として左に掲げよう。

猿渡仲右衛門嫡子

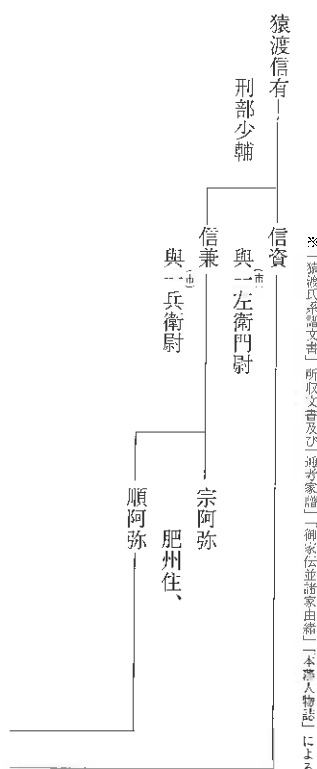
猿渡龜之允

一右代々御太刀進上仕来候間、初而之 御目見御太刀進上被仰付度候由申出候、仲右衛門家之儀は、猿渡家十五代之家督刑部少輔信有二男與市兵衛信兼之二男猿渡順阿弥と申者一流二而御座候、日新公御代より加世田ニ罷在候、順阿弥直子無之、伊尻早左衛門二男養子ニ仕、九郎左衛門吉信と申候、其子嘉左衛門辰信後号 備前家久公御兵具奉行役相勤申候、辰信嫡孫九郎左衛門御兵具奉行役相勤申候、其子當仲右衛門ニ而候、猿渡家は古来相知為申家ニ而御座候、仲右衛門家は庶流ニ而候得共、相應之御奉公勤来、先祖兩代御兵具奉行迄相勤、代々御太刀進上仕来由候間、龜之允事も御太刀進上被仰付度儀と相考申候、

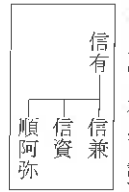
このように、仲右衛門家は自ら庶流と認めているが、近世初め以降の猿渡氏一族中決して信安の家筋が最有力だった訳ではない。「御記録所調書并諸書附目安」⁽³⁴⁾には、各(柵または箱か)番毎に、記録所が作成または保管した文書が記載されているが、猿渡氏関係としては、四番に「猿渡家所持之書付焼捨又者被残置候品々調書」、七番に「猿渡勘左衛門御番入調」、拾番に「猿渡喜右衛門御礼進上物書調留」、そして十四番には「猿渡喜右衛門同新右衛門系図写」「猿渡喜右エ門同名新右衛門両家嫡庶調之覚」「猿渡新右衛門家筋口上書調留書写」がそれぞれみえる。時期は確定できないものの、系図及び家格・嫡庶の調査や確認がなされたことが窺えよう。

勿論猿渡信安は自家を猿渡氏正統と主張して関係の諸記録を集め、結果としてそれは認められたかのようなものであるが、嫡庶の決定は多分にその時の政治的位置も関係していた。近世初期の猿渡氏について、「猿渡氏系譜文書」所収文書や右の由緒書及び「本藩人物誌」から作成すると、左のようになる。

〔猿渡氏略系図〕



※「本善人物誌」は左の様に記す



吉信
九郎左衛門 伊尻早左衛門二男

辰信
嘉左衛門 備前 家久代兵具奉行

直信
喜之助 文禄二年生 島原軍功アリ、
大島代官、正保二年病死、

九郎左衛門 仲右衛門 龜之允
兵具奉行

信光
藤三郎 掃部兵衛尉 越中守 加世田・羽月地頭
天正十五年於日白坂戦死、

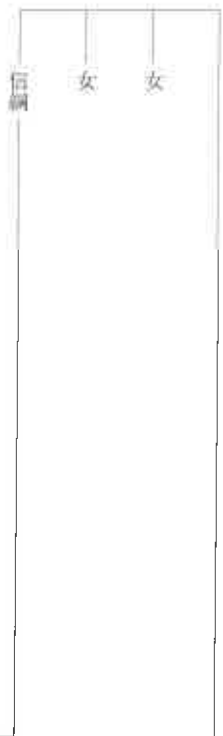
信盛
興一郎 掃部兵衛尉 羽月地頭 慶長三年唐島番船破二戦死、

興二郎
於肥州打死、

興三
掃部兵衛尉信豊養子、栗野地頭、帖佐へ移る、

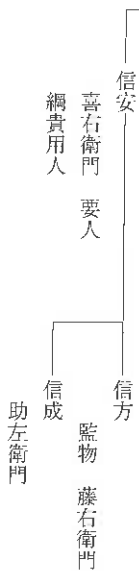
女 勝部宗将

川上小市郎 女
川上兵部左衛門二男 猿渡二男家ニ取立、
猿渡少左衛門 帖佐衆中



監物 喜右衛門 加治木日野内膳入道如琢(如宅嫡子
義弘側小姓、後家久に仕える、薩州山田地頭
船奉行・物奉行 寛永十六年正月死去、
※「本善人物誌」には物奉行は「當時ノ御用人位ヲヨシ」とある

豊藤 父同様乗船転覆、溺死、
源太兵衛 伊東肥後入道祐辰三男、家久に仕える、
信安十歳の時死去、



「猿渡氏系譜文書」を通覧する中で、記録所職員と信安の関わりに注意してみると、記録奉行田中国明や市来家年との関係がみえる。市来の場合には、猿渡信方(信安長子)の依頼により、元禄十三年末に、吉利忠名所蔵の猿渡氏古系図について市来家年が仲介、記録所へ提出し写を作成したという(註24参照)。この他「御家傳并諸家由緒」巻四中には、

猿渡信安の依頼に依じて市来家年や肥後盛香が桑波田孫六、伊集院抱節（久治）や元巢（久春）その外のことを調査報告している文書が残る。

吉利氏所蔵の古系図に関する信方の注進状は、翌年正月十八日江戸芝藩邸の信安に届いた。信安は系図に記された由緒から、藩主綱貴の許可を得て近衛基熙から藤原姓を免許されようと考え、草案を記し、これを当時江戸に在った記録奉行田中国明に内見した上で藩主へ呈上したのである。⁽³⁵⁾以後、元来平姓の同氏が、藩主綱貴の了承を得て、近衛家へ運動して藤原姓を許可されるに至った一件及び関係文書が「猿渡氏系譜文書」に記される。記録所を有効に活用する信安の姿が窺える一方、由緒ある家筋を認めて、その家柄を活かそうとする綱貴の（祖父光久以来の）姿勢も読みとれるのではないかと思われる。⁽³⁶⁾元禄七年頃より信安は綱貴の用人だったと考えられ、綱貴の信任を得ていたと思われる。

田中国明との関係については、加治木日野家との関係も興味あるが、先述した「秩父家牒」記載の、諏訪社奉幣通行の順位を巡る伊地知重行と本田氏の争いに因して、田中国明と共に猿渡信安も登場することを付け加えておきたい。即ち、この件は元禄六年に起こり、本田氏に対して随行での優位（左隊）を主張する重行が翌年改めて官裁を請い、強硬な姿勢を崩さなかったため、まず大島慶左衛門・吉宮為左衛門が伊地知重昶（重英父、前の文書奉行）家を訪問して、重行を説得して制止させようとしたが失敗、翌元禄八年二月、猿渡信安・仁礼景代から説得をうけるものの重行は聴かず、本件をめぐる混乱は拡大、二十四日に猿渡信安・仁礼景代・鎌田政方・平山忠知・中神頼安・外山義明の用人衆は伊地知重英等の伊地知氏一族を呼び、再び重行の翻意を促したが同じであった。重英達は重行の決意を書面ですべて信安・景代に伝えようとしたが、この際

「信安巧言詭辞、重英忿然面折之」ことになったという。二十六日には家老佐多久達が向井友貞をして伊地知重昶に説き、重昶が重行を諭したがる重行は従わず、翌二十七日再度用人等が伊地知重英をして説得させようとしたが「重英不肯」、結局この直後重行は幽閉処分、随行役は伊地知氏に代わり新納氏とされる。本件にふれた伊地知季安の後序には、「時キ方ニ重英先生及田中国明居於史官、奇名博識先生輔宗子、国明善本田、陽雖處公事、交々如陰有挾焉」「先生遂謫、既無能距彼者、繇是国明愈々鳴于世」とみえ、重英を先生と仰ぐ季安は、重英退任後も長く記録所にあった田中国明に対して厳しい見方をとっている。ともあれ、この事件において伊地知重行に右隊を納得させようとする、信安ら用人と国明が同じ側に立っていたと推測できそうである。

「猿渡氏系譜文書」にはこの他に、元禄九年江戸において、猿渡氏との縁故（猿渡氏庶流としての認定）を求めて信安に接近した外科医村山自伯元徳（小石川水道橋近くに居住、もと肥前寺沢氏家臣、牢人となり長崎居住、後に江戸に招かれたという）に関する文書も収められている。⁽³⁸⁾その経緯は次のようである。自伯は信安昵懇の直参松平彦太夫を通じて親類であることを申し入れてきたが、信安はこれを覚えのないこととして認めなかった。ところが元禄十三年、信安江戸滞在の際に、自伯は再び信安昵懇の直参小笠原三左衛門を通じ親類として承認し交際することを求めてきた。信安は系図の分かれや猿渡同名中への吟味が必要と返答した。同年七月二十五日には田町藩邸において酒井右京亮（忠頼）・小笠原三左衛門から再び内々に話があり、信安は同じ対応をとったが、翌日藩主綱貴から、昨日の三左衛門の用事向きを尋ねられて事情を説明し、信安としては、猿渡同姓では家来の子孫の可能性しか考えられない旨伝

えた。これに対して綱貴の考えは、「彼方より右の通り申掛けるのであれば、覚えが無くとも、たとえ家来筋であつても苦しくないもので、申掛けの趣に任せて親類筋と認めてやるように」というもので、村山自伯と同じような例として松平讃岐守家来の長尾善庵という、讃岐の百姓で医者として名をあげた者について述べ、「ケ様成ル者ハ御當地ニ而能親類無之候得ハ、いか様世間之交能無之候故、能親類を求タガルト相聞得候」として、「此方へハ古キ家ニ而候得者、家中ニ而も其方杯之様成ル古キ家筋之者親類と申候得バ、世間之交も能候而之願ニ而候半間、いかにも親類ニ而候由申候而可然候、由緒訳糺候儀者不入事ニ候」という考えを示したのである。信安は同年八月に、村山自伯に対して親類と認定、見舞の品の応答もされる。翌元禄十四年四月二十九日の記事では、綱貴に対して信安は、先に村山自伯の出自は家来筋ではないかとしたが、吉利氏所蔵の猿渡氏古系図から、自伯は猿渡信有二男信兼の子宗阿弥流ではないかと述べ、綱貴からは国許の村山姓は信安家の庶家か、村山自伯は猿渡名字を望んで言つてこないか、等と尋ねられたことが記される。信安は、多分猿渡名字を望んでくるでしょう、と返答し、自伯が土屋相模守や大久保加賀守の所へも心安く出入りしているらしいことについて、信安が「如何様四方を仕人相見得候」と言えば、綱貴は笑つて聞いていたという。ここには信安と綱貴の親近さも窺えるだろうが、その他に、藩内の諸家由緒に関心を持ち、寛文—元禄期に大規模な文書調査を行わせ、由緒有る家筋を重んじながらも、一方で古い由緒を求めて接近をはかる自伯のような者（そして幕閣等へ懇意の者）に対してはそれを認め、「由緒訳糺候儀者不入事」といった現実的な判断を下す綱貴の姿勢も窺えて興味深い。なお自伯は古貴（綱貴世子）の信任も得ていたようで、

吉貴方を通じ元禄十四年末には系図の写を求めている。⁽³⁹⁾

その後の信安について、「島津家国老竝御用人記」御使役後御用人項の猿渡喜右衛門信安の頭注には、「后要人、与頭惣役、正徳三年三月晦日要人ト改名、訳有徳嶋遠流」とあり、正徳三年（一七一三）要人と改名、後何らかの理由で徳之島へ流謫されたという。また「旧史官調雑抄」卷一中、元禄十五年二月朔日付、田中国明・市来家年・肥後盛香連署の「猿渡家調之内」の末に「右之内藤四郎猿渡家之嫡流を相續仕、元祖より猿渡喜右衛門迄二十二代無断絶連續仕候」とあるが、そこには「喜右衛門代家被召禿候」と追記されている。藩主綱貴の側近く仕えて信任を得、近衛家に接近して藤原姓を承認され、本田・酒匂氏と共に島津氏祖忠久の三州初入部に際し頼朝から召附けられた譜代の棟梁家たることを強く意識し、田中国明を通じ藩記録所へ自ら編纂した「通考家譜」「通考大意」⁽⁴⁰⁾を提出する等、積極的に活動した猿渡信安の系統はここに断絶し、猿渡氏正統を主張する根拠を示すべく編まれた「猿渡氏系譜文書」のみが記録所に残されたのだろうか。

この一件はまた、元禄九年に奉行を辞職した伊地知重英の、徳之島の文書改めと現地での死去を想起させる。木脇家文書中「萬留」には、伊地知重英の徳之島文書改め（「萬留」には屋久島への古筆取調と記す）が、実は藩主の不興を買い処罰として命じられたものであることを示唆する記述があり、元禄十四年の徳之島行きも、単なる文書改めではなかった可能性が高い。⁽⁴¹⁾

おわりに

本稿では、伊地知重英（重張）の奉行在任前後の記録所関係者として、田中国明と猿渡信安についてとりあげ、その系譜及び関係について言及した。また、現存する藩記録所の記録（諸家由緒関係史料）について、一部その紹介を行った。伊地知・田中・猿渡等の記録所関係者の個別検討は、近世前期の記録所及び職員の果たした役割について側面から補うものと考えている。今後、島津家文書その他の史料との関わりや、藩内島津一門及び諸家の系図文書の提出・家格確定との関連を踏まえながら、さらに個別検討をすすめ、また記録所の活動について整理したい。

【註】

- (1) 東京大学史料編纂所蔵島津家本。
- (2) 『藩法集8』鹿兒島藩下（藩法集研究会、創文社、一九六九）
- (3) 拙稿「薩摩藩記録所寸考（一）——正徳期以降の島津氏支流系図継続について——」（『黎明館調査研究報告』第14集、二〇〇二）・「藩記録所の活動に関する一考察」（科学研究費・基盤研究（A）（2）「近世薩摩藩における大名文化の総合的研究」、二〇〇三）
- (4) 「島津家列朝制度」・「職掌紀原」（『鹿兒島県史料集』IV、一九六六）・重永卓爾「都城島津家記録所編纂「庄（荘）内地理志」について的基础的研究（一）」（『都城地域史研究』第7号、二〇〇二）
- (5) 拙稿「薩摩藩記録所寸考（二）——伊地知重張の徳之島史料調査——」（『黎明館調査研究報告』第14集、二〇〇二）・「越前島津家再興問題」と記録奉行伊地知重英」（『鹿兒島史学』第48号、二〇〇三）
- (6) 市来家年は、「惟宗姓市来氏系図」家年譜（『鹿兒島県史料旧記雜

- 録拾遺 家わけ九』市来文書一号）及び「薩藩重職補任」によれば肥後盛香と共に元禄四年より記録所に習学（「重職補任」では「見習」、なお「島津家列朝制度」によれば天明三年（一七八三）以前は「稽古」となる。元禄九年の大火による焼失文書の復元には、奉行伊地知・田中の下で、肥後盛香と共に腐心。両者は同十年六月には都城での文書調査に当たっている。（この際鹿兒島へ提出を命じられた系図文書の返還は、宝永元年五月であった。市来は都城調査に先立ち五月二日に加久藤藤方面の調査を行なっているようである。）また市来氏嫡庶の確定に関して奉行就任の前後に同族の小四郎家と争い、奉行就任後には自らその処理に当たる。元禄十五年には田中・肥後と共に小番の家格調査を記録所としてはじめて取り上げた。重永卓爾「庄（荘）内地理志」の成立年代と編集に携わった人々」（『都城市史 史料編 近世I』、二〇〇一）、五味克夫「市来家由緒書と市来家文書・系図」（『鹿兒島中世史研究会報』、一九八六）・同「家わけ九」解題、二〇〇二）、『鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集一』（一九九七）五七七号文書註。
- (7) 例えば「御家傳并諸家由緒」（東京大学史料編纂所蔵島津家本及び鹿兒島大学附属図書館所蔵玉里文庫本。なお註17参照）、島津家文書中小箱六番箱、「他家人数改覚帳」等。
 - (8) 「惟宗姓市来氏系図」家年譜。宝永二年から七年に及ぶ。
 - (9) 「諸家大概」（『鹿兒島県史料集』IV、一九六六）序文及び「人物伝備考附録」「称名墓誌」（『新薩藩叢書三』、歴史図書社、一九七二）
 - (10) 東京大学史料編纂所蔵島津家本。同書は表紙に「三番箱 伊進上」と記され、中表紙に伊地知季通筆の目録、そして二頁目に磯島津

邸藏書の印が捺されており、所謂伊地知家進上本のひとつと考えられる。

但し明治二十三年の伊地知季通から磯島津家への進上書類目録にはみえない(宮下満郎「磯島津家へ進上書類目録」『旧記雑録月報』4、一九八二)。なお「諸家由緒調」の内容は「御家傳并諸家由緒」(東大本)巻四と重複するものが多いが、季通筆目録で「伊作家一件」とされた本文引用の箇所等は、「御家傳并諸家由緒」にはみられない。

(11) 伊地知重英・田中国明宛、五月廿一日付島津久竹書状、(推定貞享五年)七月五日付島津久竹書状。

(12) 「諸家由緒調」「御家傳并諸家由緒」巻四所収の推定元禄七年十二月十二日付田中国明書状。

(13) 鹿児島県立図書館所蔵、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集二』(一九九九)所収。文化十三年(一八一六)九月伊地知季平作、伊地知季安の補正注記及び文政三年(一八二〇)五月付後序あり。五味克夫氏解題参照。

(14) 五味克夫「記録所の変遷と伊地知季安」(『旧記雑録月報』1、一九七九)。なお「伊地知氏雑録」は二〇〇四年一月刊行予定『伊地知季安著作史料集五』に収載される見込み。

(15) 「島津家列朝制度」。

(16) 伊地知重英の場合、「旧典類從 十下」(東京大学史料編纂所所蔵 島津家本・黎明館寄託史料玉里島津家史料)「伊地知助右衛門家筋之事」において、重英孫により家筋が記述されている(拙稿「越前島津家再興問題と記録奉行伊地知重英」参照)。また市来家年については、「御家傳并諸家由緒」中、(推定元禄十四年)九月三日付市来家年口上覚が、同年と推定される十一月三日付市来小四郎(家永)届書と共に

収められている。また註8で示した河野六兵衛通古子孫家については、「旧史官調雑抄」(東京大学史料編纂所所蔵島津家本)巻一中に次のように記される。

河野六兵衛

右家筋親河野次右衛門無役ニ而相果候、祖父河野太次右衛門事ハ同多孫、其明也畠山式部殿附衆中蒲生預りニ而井上孝兵衛と申者ニ而候処ニ、曾祖父河野郷左衛門継目養子ニ御免被仰付、無役ニ而大御番相勤申候、郷左衛門事ハ御記録奉行稽古被仰付、於江戸相果候、養高祖父河野六兵衛事、通古河野道純ニ男ニ而御座候処ニ御記録奉行御役相勤申候、當六兵衛事、當分無役ニ而大番相勤候、

延享二年丑十二月廿四日

附河野六郎左衛門事ハ河野太次右衛門ニ男ニ而別立仕候事、

ここからは記録奉行通古(父道純、なお兄は文書奉行通頭)以降の同家の系譜(通朗―太次右衛門・井上孝兵衛―次右衛門―六兵衛)を知りうる。

(17) 東京大学史料編纂所所蔵島津家本、鹿児島大学附属図書館玉里文庫本にある。五冊。本稿では東大本による。なお東大本・玉里本について述べれば、玉里本の各題簽には巻数は記されておらず、便宜上鹿児島大学付属図書館の受入番号により各冊を巻一から五として、東大本との関係を示すと左のようになる。

東大本

玉里本

巻一「忠久公御誕生御由緒之事」外

巻一

巻二「和田家由緒書」外

巻二

卷三「伊地知金左衛門」外

卷四

卷四「酒勾家由緒書」外

卷三

(卷四中目録以下)「市来家由緒書」

卷五

卷五「典厩流不忘危六冊之次第」

なし

東大本巻一から四には、表紙に次いで見出しがあるが、玉里本にはない。ちなみに東大本巻四(冊)に玉里本の巻三と五(冊)の二巻分が併せられ、玉里本巻五に相当する部分には、東大本巻四中に見出しがある。東大本巻五は玉里本にないが、これは表紙見返しの明治二十八年六月吉旦付竹雄識語によれば、本来別巻であることがわかる。玉里本の各巻(冊)奥書には、巻一「明治二十一年四月以都城邸原書写之、筆者家村彦九郎、同二十二年十月上旬糺合終、鎌田政敏・児玉五兵衛」・巻二「原書以舊都城島津久家本寫之、明治二十一年二月九日、筆者折田則次、全三月廿四日、糺合児玉五兵衛・全五代徳夫」・巻三「明治二十一年四月上旬以都城邸原書寫之、筆者家村彦九郎、同二十二年十月上旬上流糺合終、鎌田政敏・児玉五兵衛」・巻四「明治二十一年四月中旬以都城邸原書写之、筆者折田信夫、同二十二年十月初旬糺合終、鎌田政敏・児玉五兵衛」・巻五「原書以舊都城島津久家本寫之、明治二十一年二月九日、筆者折田則次、全三月廿四日、糺合児玉五兵衛・全五代徳夫」とあることから、巻二・五が明治二十一年二月九日同二年三月二十四日に筆写糺合、巻一・三・四が明治二十一年四月同十二年十月に筆写糺合されたもので、いずれも都城島津家所蔵本の写本であることがわかる。ちなみに都城島津家所蔵「財産改帳文書」軸第三十二類御本家記録(昭和七年十月調)十九に「御家傳并諸家由緒共六冊 写本」とあり、同家所蔵の「収納函別ノ古文書目録」函番号

第六十七号中にも「六冊」と記され、本来玉里本巻一から巻五の五冊と東大本の巻五分を合わせた六冊だったとも考えられる。本藩記録所本―都城本―玉里本と伝写されたと考えられるが、東大本との関係、見出しの有無等については検討の余地が残る。さらに付け加えれば、都城島津家所蔵「薩陽諸家由緒覚」(上中下三冊、これも「財産改帳」三十二類御本家記録二十六として記載され、本藩記録所の写本と考えられる)もほぼ同内容である。(但し「薩陽諸家由緒覚」と「御家傳并諸家由緒」の収める記事文書の配列は各々相違もあり、また玉里本にあつて東大本に省略ある箇所も確認される。)これら諸本との関係等についての検討は今後に俟つこととして、東大本「御家傳并諸家由緒」の仮目録を作成し、併せて同玉里本、伊地知家進上本の「諸家由緒調」及び都城島津家所蔵「薩陽諸家由緒覚」との関係を示しておこう(別表)。

(18) 等林は家久の命により宇治川合戦図屏風を描き、また孔子聖蹟図屏風を模写して高野山蓮金院に寄進したという。山下廣幸「薩摩の書画人データベース」(『黎明館調査研究報告』第15集)

(19) 「旧史官調雑抄」巻一には、元禄・宝永・正徳年間から享保・延享・寛延年間に調査吟味された諸家の家筋が多く記載されている。また全三巻中三冊目の中表紙には、伊地知季通と思われる筆跡で「享保中ヨリ明和中ニ至ル」とみえ、これら家筋に関わる内容と諸記録の伝来、本書と伊地知氏の関係等については今後検討したい。

(20) 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編五』(一九八五)五九三号文書。

(21) 『鹿兒島県史料集13』(鹿兒島県立図書館、一九七三)。なお「寛永軍徴」(『伊地知季安著作史料集1』及び「同2」所収)、巻十二、島

原軍衆人数差立留及び巻十八ノ下、寛永十五年二月二十八日付有馬原之城高名究帳中には「田中五右衛門尉」がみえ、『國質』と朱註されている。

(22) 『鹿兒島県史料 旧記雑録追録一』(一九七二) 八五九号文書。

(23) 東京大学史料編纂所蔵島津家本で伊地知家進上本の一つ。『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集四』(二〇〇三)に収載。内題「猿渡氏正統系図本平姓後改藤原姓」。本書は猿渡信安が己の系統を猿渡氏嫡家として主張し、また近衛家から藤原姓改姓を認められるべく努めたことに関わる文書・系譜をまとめたものであり、収められた文書の時期は概ね延宝・元禄・宝永期のものである。なお『伊地知季安著作史料集四』五味克夫氏解題参照。

(24) 『伊地知季安著作史料集四』猿渡氏系譜文書24号。(以下「猿渡」24号)のように示す) 信安祖父の信綱代に、火災によって系譜は焼失したが、それ以前に吉(義) 岡久喜(久嘉、久達) 寛永年間の文書奉行、「本藩人物誌」では寛文元年死去)の書写したものが、孫の吉利忠名(父久良が久喜長子、継子なく早世した吉利久在の姉を妻としていたため吉利家を相続した)から、市来家年の手を経て猿渡信方(信安長子、当時信安は江戸滞在)に渡された。猿渡10号・11号。これを基として信安の作成した系譜が「通考家譜」である。註23五味氏解題参照。

(25) 猿渡17の1号。

(26) 猿渡17の2号・24号

(27) 義弘は文禄四年から慶長十一年(一六〇六)までは帖佐郷鍋倉村宇都御屋地、同年平松城、翌年加治木館を築き移る。

(28) 「本藩人物誌」。

(29) 『鹿兒島県史料 旧記雑録後編四』(一九八四) 一〇七三号文書。

(30) 『旧記雑録後編四』一〇七五号文書。

(31) 『旧記雑録後編四』一七一七号文書。

(32) 『旧記雑録後編五』八〇二号文書。

(33) 『旧記雑録後編五』九八五号文書。

(34) 東京大学史料編纂所蔵島津家文書、箆筒小箆筒中。箆筒小箆筒は、『島津家文書目録Ⅲ』(東京大学史料編纂所、山本博文編集、二〇〇二) 解題によれば、箱番号の附されていない箆筒二棹の一(もう一つは箆筒大箆筒)であり、「斉彬公御手許小箆筒書類入」「島津小箆筒」「貳番」の張り紙がある。大箆筒と共に、ここに収められているのは、島津斉彬が藩主の座にあった時期、嘉永末期から安政期の文書が中心である。同解題は、斉彬御手許の箆筒という性質から、「斉彬自身の関心の所在を直接に窺いうるもの」と指摘する。この目安は、目録に記載された年次の下限が弘化二年(一八四五)から、大雑把に元禄十年代以降弘化二年前後に至る記録所保管文書の目録ではないかと推察している。なお拙稿「藩記録所の活動に関する一考察」参照。

(35) 猿渡12号、「御内意口上覚」。

(36) 例えば、島津光久及び綱貴代における二階堂文書との関わりについて拙稿「鹿兒島県史料『旧記雑録』未収載文書補遺」(『黎明館調査研究報告』第13集、二〇〇〇)。

(37) 信安は、元禄七年(一六九四)六月朔日、病中の光久の見舞に帰国する綱貴に随従して江戸を発ち帰国、翌年三月六日には綱貴に従い再び江戸へ向かった(『旧記雑録追録一』二四一七号・二四八一号、

島津綱貴譜)。また本文後述のように、「秩父家牒」伊地知重行の關係記事中に、元禄八年用人の一人として猿渡信安がみえ、藩主綱貴の在国期間に伊地知氏側から問題が再燃されたと考えられる。なお「島津家国老竝御用人記」(東京大学史料編纂所蔵島津家本)御使役後御用人(私記旧名口役御使役トモ云)項参照。なお本稿で引用した「諸家由緒調」「猿渡氏系譜文書」とこの「島津家国老竝御用人記」は同一人物の筆跡と思われる。

(38) 猿渡―9号。

(39) 猿渡―32号。翌年二月信安は鎌田政由を通して返答した(猿渡―33号)。

(40) 猿渡―25号。

(41) 「萬留」については、「近世薩摩藩における大名文化の総合的研究」に報告される予定である。なお伊地知重英に関する記述について、丹羽謙治氏・五味克夫氏よりご教示いただいた。

(42) 例えば「重久氏系図」(東京大学史料編纂所蔵島津家本、『地知季安著作史料集四』収載)には、重久氏相伝の古系図・文書類を延宝四年(一六七六)に河野通古等が博く古書を訪ね、ために記録所へ系図文書を提出したこと、宝永三年(一七〇六)七月には記録奉行田中国明・市来家年が命を奉じ諸家の系図文書・旧記を博く求めたことが記されている。これは光久譜の編纂に関わるものとも考えられるが、今後、記録所による史料調査について各々を確認していく必要がある。

(付記)

本稿作成に関わり、五味克夫先生及び各史料所蔵機関及び所蔵者の方にお世話になりました。ここに謝意を表します。

(本館 学芸専門員)

別表「御家伝並諸家由緒」(東大史料編纂所蔵島津家本)目録及び「同」玉里本、都城島津家所蔵「薩陽諸家由緒」との比較一覧

冊	目録 (東大本のみ)	枝	和暦	西暦	干支	月	H	仮史料名	荒田	充所	備考1	備考2	玉里本 冊(巻)	都城本 薩陽諸家由緒
	忠久公御誕生 御由緒之事		(元禄十三カ)	1700	辰	9	朔	覚			「従 綱貴公公義江為被仰 上御書付ニ而候也」			上巻にあり この前に上井伊 勢守覚兼日帳 書抜あり、その 次ぎにあり
	惟新公御自記		天正二十	1592		5	4	島津義弘自記 島津龍伯書下	龍伯	町田久倍ほか	天文期から天正十四年ま での島津氏武功略記	旧記後2-878		上に続く
	義久公御書 諸家文書													上に続く
		1				7	3	近衛植家書状 (花押)	古市長門守			旧記前2-2681		上に続く
		2	慶長十二	1607		10	24	島津龍伯書状	龍伯	最上善左衛門	正文在最上右近	旧記後4-403		上に続く
		3	(天文二十一)	1552		7	18	法印日承書状	法印日承		「古市長門守上洛…」	旧記前2-2683		欠く
		4	(永禄七)	1564		6	27	近衛植家書状 (花押)		日新軒	正文在最上右近	旧記後1-297		欠く
		5				11	16	島津忠恒書状		平田豊前守 川東善左衛門				上に続く
	吉利家由緒書		(元禄十四)	1701	巳	12		吉利治部(忠名)願書	吉利治部		経済逼迫による扶助要請			東大本では巻三 にある二十家の 由緒(別本諸家 大概)が都城本 では続く、その 後にある
	平田家由緒書		(元禄十六)	1703	未	7		市来家年・肥後盛香 連署調書	市来家年 肥後盛香		平田民部左衛門家由緒調 書・目見得の礼太刀進上 の家格認定			上に続く
	高城家由緒書	1	(元禄十六)	1703		7カ		高城十郎兵衛願書			名替えの礼太刀進上			上に続く
		2	(元禄十六)	1703				某覚書			江戸家老衆から引合一記 録所へ			上に続く
		3	(元禄十六)	1703		9	3	高城十郎兵衛家筋調 書	田中国明 市来家年					上に続く
	種子嶋家調書		(元禄十六)	1703	未	9	6	田中国明・肥後盛香・ 市来家年連署調書	田中国明 肥後盛香 市来家年		種子島善左衛門小番願に 対する調査(去巳年〜)。 身鉢逼迫を理由に否定。	種子島善左衛 門は喜界島渡 海		上に続く
	土持家調書	1						某調書			比較に志岐氏・秋月家臣田 氏を示す。土持次郎九郎の 小番許可をめぐる調査			上に続く
		2	(元禄十六)	1703	未	9	12	某覚書			上記一件について			上に続く
	諏訪家由緒書	1						諏訪市右衛門願書扣			名替えの進上物許可申請 (扣、提出はせずか)			上に続く
		2	(元禄十六)	1703	未	9	23	某覚書			上記一件について故なしと する。(結局願書は未提 呈)			上に続く
	新納家本田家 調書		(元禄十六)	1703	未	10		田中国明・肥後盛香・ 市来家年連署調書	田中国明 肥後盛香 市来家年		新納喜右衛門嫡子松助・ 本田六左衛門嫡子助六の 御前元服前の家筋調査			上に続く
	有馬勘助家筋 由緒書		(元禄十六)	1703	未	10		有馬勘助家筋出緒書 有馬(川カ)吉兵衛家 筋由緒						上に続く
	ナシ		(元禄十六)	1703	未	10					もと野崎氏→有川氏			上に続く
	ナシ					9		某書状			最上家所持文書	大友年行事へ の老中書状か		上巻最後「筑後 肥後當国に住人 書上」の前にある
	深見氏書付		(元禄十六)	1703	未	8	7	深見元泰由緒書	深見元泰		父深見休兵衛は明逗留、三 原左衛門のもとで通事後、元 泰は医道を学び貞享二年以 後上行動務元禄七年暇			有川吉兵衛家 筋由緒に続く
	若松家由緒書		(元禄十六)	1703	未	10	6	市来家年調書	市来家年		若松八左衛門家の太刀等 進上について調査			上に続く
	筑後肥後當国 に住人							筑後肥後當国に住人 書上						上に続かず、上 巻最後にある
	平田九郎衛門 家由緒	1						平田九郎衛門家由緒 調書			「九州記」中に見える面々			若松家由緒書 に続く
		2	(元禄十六)	1703	未	12	28	田中国明・肥後盛香 連署調書			上記家筋について太刀進 上の可否を検討、報告			上に続く
	大山家由緒 廿五家御記録 方調書		(元禄十六)	1703	未	12		田中国明・肥後盛香 連署調書			大山家の相続について意 見			上に続く
		1						「二十五家御記録方 調書」			御目見得・元服・養子成等 の太刀進上に関する検討	二十四家分		上に続く
		2						三原諸右衛門嫡子三 原次郎四郎家筋調書			太刀進上申請に対して太 刀二種一荷を妥当とする	三原重庸嫡流		上に続く
		3						本城源四郎嫡子本城 家筋調書				永吉家二男家		上に続く
		4						大嶋清太夫二男大嶋 家筋調書						上に続く
		5						新納仁左衛門嫡子新 納弥右衛門家筋調書				新納旅庵流		上に続く
		6						伊集院嘉左衛門嫡子 伊集院家筋調書						上に続く
		7						比志嶋伊角養子比志 嶋兵次郎家筋調書						上に続く
		8						田尻重右衛門嫡子田 尻嘉兵衛家筋調書						上に続く
											但書あり			上に続く

	9					伊集院造酒右衛門嫡子伊集院猪右衛門家筋調書						上に続く	
	10					酒匂大蔵兵衛嫡子酒匂利兵衛家筋調書						上に続く	
	11					五代正助嫡子五代家筋調書						上に続く	
	12					猿渡仲右衛門嫡子猿渡亀之丞家筋調書					猿渡家庶流	上に続く	
	13					是枝周防坊家筋調書						上に続く	
	14					奈良原清左衛門嫡子奈良原家筋調書						上に続く	
	15					上井勘兵衛嫡子上井犬千代家筋調書					諏訪甚六三男家	上に続く	
	16					鹿嶋郷兵衛嫡子鹿嶋傳次郎家筋調書						上に続く	
	17					長谷場寛太夫養子長谷場家筋調書						上に続く	
	18					福屋助左衛門養子福屋五郎兵衛家筋調書					福屋伊賀以降	上に続く	
	19					伊東兵右衛門家筋調書					木脇次郎右衛門先祖代々御奉公相勤候趣は前方御用ニ付相調・此節再記ニ及不申候 右家筋之儀は前方相調差上置申候	木脇次郎右衛門二男家(伊東肥後祐昌三男伊東祐章の子)	上に続く
	20					西丹下家筋調書						上に続く	
	21					市來勘左衛門嫡子市來権兵衛家筋調書						上に続く	
	22					外山九右衛門嫡孫外山家筋調書					先祖代々御奉公相勤候儀は最前相調差上置申候、此節再記ニ及不申候 記事なし、玉里本朱書にて「本文上村安千代前文無銘ノ場へ相直スベシ」とある		上に続く
	23					上村茂兵衛嫡子上村安千代家筋調書						上に続く	
	24					白尾登五右衛門嫡子白尾金左衛門家筋調書						上に続く	
	25					(伊地知金左衛門家筋調書か?)						記事なし、都城本に伊地知金左衛門あり、これは東大本巻三・玉里本巻四はじめにあり	玉里本も欠く 上に続く、伊地知金左衛門

冊	目録	枝	和暦	西暦	干支	月	日	仮史料名	差出	充所	備考1	備考2	玉里本冊(巻)	都城本薩陽諸家由緒
二	和田家由緒書				寅	正	13	和田平七由緒書并願書(抜書)	和田平七	小川善兵衛	吉田家庶流		二	都城本薩陽諸家由緒中巻の途中から同じ
	小川氏由緒書	1						小川善兵衛由緒書并願書	小川善兵衛		喜兵衛カ			上に続く
		2						小川氏由緒問状及答書付			回答は朱書とあり	玉里本の回答は朱書		上に続く
	鮫嶋刑部左衛門由緒書		(元禄九カ)		(卯)	2	10	(鮫嶋刑部左衛門願書)			目録のみ、記事なし	玉里本はあり		上に続く
	蒲生氏由緒書		(元禄九カ)		(卯)	6		(蒲地休右衛門願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	木田家由緒書		(元禄九カ)		(卯)	正	13	(本田六左衛門願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	郷田家由緒書		(元禄九カ)		(卯)	12	6	(郷田源助由緒書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	野村家由緒書		(元禄九カ)			(3)	22	(野村太左衛門願書)			目録のみ、記事なし	上に続く、朱書にて「元禄九子年」あり		上に続く
	宮原家由緒書		(元禄十四カ)		(巳)	7	22	(向井市之丞願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	税所家由緒書		(元禄十四カ)		(巳)	10	12	(田中国明調書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	市来家由緒書		(元禄十四カ)		(巳)	9	14	(田中国明調書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	東郷宮原両家調書		(元禄十四カ)		(巳)	10	2	(田中国明調書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	宇都宮家由緒書							(鮫嶋仲兵衛願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	酒匂家由緒書							(酒匂大蔵兵衛願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	新納家由緒書		(元禄九カ)		(卯)	正		(新納小石衛門願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く
	大嶋家由緒書		(元禄十五カ)		(午)	6	2	(大嶋三左衛門願書)			目録のみ、記事なし	上に続く		上に続く、以下東大本巻四の2・玉里本巻五分となる
								奥書			「右書ハ木脇啓四郎集録之中」	玉里本ナシ		

冊	目録	枝	和暦	西暦	干支	月	日	仮史料名	差出	充所	備考1	備考2	玉里本冊(巻)	都城本薩陽諸家由緒
三	伊地知金左衛門	1	(元禄十六)	1703	未	12	20	肥後盛香・市来家・田中国明連署調書	肥後盛香市来家田中国明				四	都城本薩陽諸家由緒上巻にあり、東大本・玉里本巻一に続く
		2						某堂書			「酒匂利兵衛・猿渡亀之丞家筋之儀は…」	「-」所収の家筋のことか		上巻にあり上に続く
	平田監物家由緒書		(元禄十六)	1703	未	12	24	肥後盛香外兩人連署調書	肥後盛香外三兩人		御前元服関係			上に続く
	仁禮家由緒書		(元禄十六)	1703	未	12	25	肥後盛香外兩人連署調書	肥後盛香外三兩人		太刀進上、差出者二名は「外三式人」			上に続く、差出者は肥後の外に田中・市来を明記

三	本田家由緒書	(元禄十六)	1703	未	12	某調書			本田新助家	四	続きにはなし、上巻末の篠原氏由緒書に続く
	河野氏由緒書	(元禄十六)	1703	未	11	記録所調書	記録所		河野源八家		仁禰家由緒書に続く
	川上十郎左衛門嫡子川上傳十郎					川上十郎左衛門嫡子川上傳十郎家筋調書					上に続く
	山口甚九郎嫡子山口勘九郎					山口甚九郎嫡子山口勘九郎家筋調書					上に続く
	伊地知助右衛門嫡子伊地知少八郎					伊地知助右衛門嫡子伊地知少八郎家筋調書					上に続く
	今井次右衛門					今井次右衛門家筋調書					上に続く
	折田治部左衛門					折田八郎左衛門嫡子折田治部左衛門家筋調書					上に続く
	家村平八嫡子家村					家村平八嫡子家村家筋調書					上に続く
	酒匂利兵衛嫡子酒匂					酒匂利兵衛嫡子酒匂家筋調書					上に続く
	川上右京二男川上平八					川上右京二男川上平八家筋調書					上に続く
	西八左衛門嫡子西長松					西八左衛門嫡子西長松家筋調書					上に続く
	亀山嘉兵衛二男亀山虎吉					亀山嘉兵衛二男亀山虎吉家筋調書					続きにはなし、上巻末の本田家(新助)由緒書に続く
	高崎四郎右衛門弟高崎権之助					高崎四郎右衛門弟高崎権之助家筋調書					上に続く、この次に東大本で巻一の最上家所持文書・筑後肥後當國の住人があり、上巻末となる
	町田権右衛門嫡子町田					町田権右衛門嫡子町田家筋調書					続きにはなし
	野田三静嫡子野田源太左衛門			正	11	肥後盛香外兩人連署調書	肥後盛香外三人				上に続く
	蒲生家調書	1			12	田中国明外兩人連署調書	田中国明外三人				上に続く
	田中氏由緒書	(元禄十七・宝永元)	1704	申	2	某調書覚書 市来家年・肥後盛香連署調書	市来家年 肥後盛香				欠く
	ナシ					某覚書					上に続く
	ナシ	0(宝永元)	1704	申	3	「御家中諸家大概序文等」カ					以下上巻にあり、但し(東大本では巻一にある)諸家文書写に続く
	種子嶋氏	1									
	菱刈氏	2									
	諏訪氏	3									
	鎌田氏	4									
	平田氏	5									
	本田氏	6									
	高橋氏	7									
	弥寝氏	8									
	村田氏	9									
	三原氏	10									
	吉田氏	11									
	土持氏	12									
	山田氏	13									
	東郷氏	14									
	志岐氏	15									
	蒲生氏	16									
	敷根氏	17									
	秩父氏	18									
	比志嶋氏	19									
	田尻氏	20(宝永元)	1704	申	3	25					
		22 宝永元	1704	申	6	14	某覚書				ここまで上に続く、都城本では、この次に東大本巻一の吉利家由緒書以下となる
											6月14日書写

伊東家筋由緒書			(申)	5	26	伊東家筋由緒書 野村氏・上床氏・白坂氏由緒書か			伊東左兵衛小番入願に 関わる調書	年五月廿六日 書之	四	田中氏由緒書 に続く
ナシ												上に続く
篠原氏由緒書	1 (宝永元)	1704	申	7	22	猿渡喜右衛門・鎌田 後藤兵衛・鎌田傳兵 衛・谷山角太夫・木脇 喜兵衛・藤野休左衛 門連署届書	猿渡喜右衛 門外五名		篠原伊右衛門より伊作衆 中篠原惣兵衛嫡庶の儀相 しらへ可申由御頼ニ付申 談之覚	猿渡以下用人 衆か		欠く、但し朱書 で示す 都城本では7月 24日付
	2 (宝永元)	1704	申	8	24	市来家年外兩人連署 調書	市来家年外 二人	鎌田出雲	鎌田は伊作地頭 猿渡信綱の死去は寛永 16年。「伊地知右衛門 二而被仰渡候」	宝永元年甲申 五月十日書写		欠く
	(正保四)	1647		10	13	猿渡喜右衛門跡伊東 源太兵衛江可被仰付 之事一件抜書						

冊	目録	枝	和暦	西暦	干支	月	日	仮史料名	差出	充所	備考1	備考2	玉里本 冊(巻)	都城本 薩陽諸家由緒
四	酒匂家由緒書	1	(元禄七)	1694	戌	12	16	伊地知重英意見書	伊地知重英		光久葬礼の役に関して、 酒匂家・木田家の意見及 び重英の旧記検討から、 葬礼事後に述べたもの		三	下巻にあり 上に続く
		2						島津家歴代書上						上に続く
		3	(元禄八)	1695	亥	5	10	伊地知重英覚書	伊地知重英	伊地知少八				上に続く
		4						某覚書			「右之書物 御前江差上 候書付留ニ御座候」	本来朱書		上に続く
		5						伊地知重英意見書			考察引用に際して寛永15 年2月25日付島津久元外 三名連署書状あり。また本 田次郎左衛門からの届書 も写されている			上に続く
		6						島津家歴代書上						上に続く
		7						酒匂氏歴代書上			初めて「御両老」(佐多豊 前久達・島津縫殿久當) 宛ての書付			上に続く
		8						島津家歴代書上并本 田家歴代書上			初めて「御家老」へ上申し た際の書付			上に続く
		9						某(伊地知重英カ)覚 書						上に続く
		10	(元禄七)	1694		12	12	伊地知重英口上覚	伊地知重英					上に続く
		11						島津家歴代書上						上に続く
		12						総州家ヨリ奥州家へノ 讀物覚書						上に続く
		13						某(伊地知重英カ)覚 書						上に続く
		14	(元禄七)	1694		12	12	田中国明書状	田中国明	伊地知重英				上に続く
		15						某達書			光久太刀及び綱貴太刀 役を共に本田氏に命じる 同内容を記録所にも残す 重英徳之島在島時に求め により以上一巻を書写進呈			上に続く
		16	(元禄七)	1694	戌	12	28	伊地知重英覚書	伊地知重英	伊地知少八				上に続く
		17	(元禄十五)	1702	午	3	27	伊地知少八書状	伊地知少八	酒匂利兵衛				上に続く
		18	元禄七	1964				島津光久葬礼ノ役者 書上并拝領物帳抜書						上に続く
		19	(元禄十六カ)	1703	未	11	18	酒匂利兵衛由緒書	酒匂利兵衛	記録所				上に続く
	吉利家由緒書		(元禄十二カ)	1699	卯	9	10	吉利忠名由緒書	吉利忠名		忠名は元禄15年没			上に続く
	酒匂兵右衛門 家筋之由緒 伊木半七郎由 緒書	1	(宝永元カ)	1704	申	10	21	酒匂兵右衛門願書	酒匂兵右衛 門		元禄7年光久葬礼以後の 酒匂家側を示す	宝永元年嶋津 綱貴死去後葬 礼をめぐるつてか		上に続く
		2	宝永二	1706	戌	4	3	伊木半七郎由緒書	伊木半七郎	伊集院主水	伊木氏は龜姫付け人・京 都裏方へ召し置かれ活躍 紀州生まれ、浪人、昨年 まで江州大津住。昨年9 月より京都へ借家住まい			上に続く
	赤松家由緒書	1						記事			書写但書「元禄十六年巳」 (マ、辛巳は元禄十四年)	江戸において 赤松甚右衛門 申出の諸書付		上に続く
		2	(元禄十四カ)	1701		3	22	赤松甚右衛門口上覚	赤松甚右衛 門(則茂カ)					上に続く
		3	(元禄十四カ)	1701		3	22	赤松甚右衛門由緒覚	赤松甚右衛 門	野村太郎右衛 門	赤松則春(父)の本家は 鮫嶋家			上に続く
		4				亥	7	20	赤松次郎右衛門由緒 覚	赤松次郎右 衛門(則春 カ)	赤松甚右衛門			上に続く
		5				亥	7	20	赤松次郎右衛門由緒 覚	赤松次郎右 衛門(則春 カ)	赤松甚右衛門	鮫嶋家由緒書・平山家由 緒		上に続く
		6						某調書覚書			上記事料などの提出につ いて	赤松宮内左衛 門(義隣、則春 父、顯姓土鮫 嶋氏)代に平田 純正への系図 提出あり		上に続く
	村尾家由緒書	1	「宝永二」	1705	酉	正	16	村尾源左衛門由緒口 上書	村尾源左衛 門		行間朱書で本来記入。河 野通古の発言記録 由緒書内容の訂正			上に続く
		2						某覚書 某覚書			祖父代(頼景)に宮原姓か ら仁礼姓へ			上に続く
	宮原家由緒書	1						仁礼覚之丞 由緒書	仁礼覚之丞					上に続く

四		2 (元禄十五カ)	1702	午	正	13	三原諸右衛門覚書	三原諸右衛門	野元源左衛門	野元源左衛門(為綱)島原 戦死次第について覚書	三原左衛門 (重庸)孫	五	上に続く
		3 元禄十二	1699	卯		2	13 伊地知重禮書付	伊地知権左衛門増也	野元源左衛門				上に続く
		4				正	6	三原重庸書状	三原左衛門佐				上に続く
	徳永家由緒書	(元禄十三カ)	1700	辰		2	14 徳永善左衛門願書	徳永善左衛門		野元源左衛門(為綱)につ いて覚書	小番願		上に続く
	相良家由緒書	(元禄十四カ)	1701	巳		2		相良甚左衛門		先祖徳永対馬は国府時代 小番、父は善左衛門			上に続く
	中西家由緒書	(元禄十四カ)	1701	巳		6	22 中西長門右衛門願書	中西長門右衛門		祖父甚兵衛以来大番勤 しとして小番願			上に続く
	土持家由緒書							土持次郎九郎		俵分右衛門の小番願			上に続く
	小番願之面々 調書二通	1					(記録所)某調書			元禄十年に「御番之願申 上置候」			上に続く
		2 (元禄十五カ)	1702	午		2	25 肥後盛香答書	肥後盛香		小番許可答申(10人)小 番不許可答申(7人)野元 源右衛門は保留、徳永善 左衛門について、大番任 命が適当と判断	市来家年らによる 記録所はじめての 小番調査の結果ならん		上に続く
		3 (元禄十五カ)	1702	午		2	25 市来家年外両名連署 意見書	市来家年外 両名		種子島善左衛門家筋につ いて回答	善左衛門は普 界渡海中で、上 国以後調査		上に続く
	諸家由緒大概 (秩父十郎兵衛)	1					諸家由緒大概			小番許可にあたって基準・ 検討の要を提示	太刀進上につ いて回答		上に続く
	(碓山仲左衛門)	2											上に続く
	(平山伊兵衛)	3								師久二男家			上に続く
	(川上長左衛門)	4								豊州家二男平山家			上に続く
	(新納市右衛門)	5								川上上野入道意欲二男家	嫡子		上に続く
	(川上左京)	6								新納越後守実久四男家	嫡子		上に続く
	(長谷場源助)	7								川上将監三男家	二男		上に続く
	(郷田源助)	8											上に続く
	(伊東甚兵衛)	9								木脇大次助子孫伊東肥後 家二男家			上に続く
	(関喜右衛門)	10											上に続く
	(伊東権助)	11											上に続く
	(本田奥兵衛)	12								本田信濃守兼親二男周防守 親阿二男本田六之助二男家	嫡子		上に続く
	(川上八郎左衛門)	13											上に続く
	(渋谷三四郎)	14								東郷家二男家白浜家一流			上に続く
	(相良清兵衛)	15								相良遠江守家臣家			上に続く
	(仁禮覚之允)	16								五代之祖は宮原筑前守			上に続く
	(平田五次右衛門)	17								瀧間壱岐一筋、平田美濃 守昌宗より平田許可	嫡孫		上に続く
	(野村源左衛門)	18								野村市右衛門一筋	嫡子		上に続く
	(和田平七)	19								吉田若狭右衛門家庶流と 伝承			上に続く
	(海江田外記)	20									嫡子		上に続く
	(黒葛原少左衛門)	21								伊集院四大長門守忠国六 男伊予守流	二男		上に続く
	(町田孫兵衛)	22											上に続く
	(川上益右衛門)	23								川上十郎左衛門道庵流			上に続く
	(伊集院覚左衛門)	24									嫡子		上に続く
	(川上孫左衛門)	25								川上上野入道意欲嫡子左 衛門一流・二男家	二男・三男		上に続く
	(中神七右衛門)	26								伊集院幸侃家臣家			上に続く
		27 元禄十五	1702	午		2	18 田中国明・肥後盛香・ 市来家年連署調書	田中国明・ 肥後盛香・ 市来家年		「委細覚無之候」「何進上 との訳は儘ニ覚有之候故・ 相記置候」	合計42人		上に続く
	(伊地知内蔵)	28					田中国明調書	田中国明		上記以外先年調の家筋			上に続く
	(田中五右衛門)												
	(大島清太夫)	1					記録所調書(諸家 家筋大概)			東大本目録の誤りか 小番入願の家筋調査・番 調方から小番入対象かと された家筋調査等			上に続く
	(町田勘左衛門)	2								「小番被仰付候人数」			上に続く
	(伊勢八右衛門)	3								町田甲斐守二男家			上に続く
	(森川理右衛門)	4								伊勢十兵衛家二男家	村山藤兵衛な ど11名列挙(伊 勢八右衛門含)		上に続く
	(伊集院新之丞)	5								渋谷半右衛門二男			上に続く
	(伊勢孫三郎)	6											上に続く

